

京都市公共事業評価実施要綱

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第 9 条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が 1 年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。

ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。

イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。

ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。

- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第 3 条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第 11 条第 2 項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- (5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。
- (2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。
- (3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効

果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点

京都市公共事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共事業評価実施要綱第3条の規定による京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再評価及び事後評価（以下「評価」という。）の対象となる事業のうちから、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議の対象となる事業を抽出すること。
- (2) 審議の対象となる事業について、本市が実施する評価及びその結果に基づく本市の対応方針について審議し、市長又は公営企業管理者に対し、意見の具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(緊急時の特例)

第7条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都市公共事業再評価委員会設置要綱（平成10年12月15日）」（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この要綱の第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

京都市公共事業評価委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公共事業評価実施要綱第4条の規定に基づき、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として、10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (4) 撮影、録画、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 委員長は、報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができる。

(委員会資料)

第7条 委員会の事務局は、会議に使用する資料の概要版を傍聴者に供し、会議終了時に回収する。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、京都市公共事業評価実施要綱第4条第1項ただし書の規定により、委員会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

2 委員長は傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市公共事業再評価委員会傍聴規程（平成16年4月1日）は廃止する。